

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(不動産取得税の申告書等の様式)			(不動産取得税の申告書等の様式)		
第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。			第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。		
条 項	書類の様式	様式番号	条 項	書類の様式	様式番号
[略]			[略]		
5 条例第64条の2第2項又は法附則第11条の2第1項	[略]		5 条例第64条の3第2項又は法附則第11条の2第1項	[略]	
5の2 条例第61条第4項	[略]		5の2 条例第61条第4項、 <u>条例第64条の2第2項</u>	[略]	
6 条例第62条第2項、条例第64条の2第4項、条例第64条の3第4項、条例第64条の4第4項、条例第64条の5第4項、条例第64条の6第4項又は法附則第11条の4第2項	[略]		6 条例第62条第2項、条例第64条の2第4項、条例第64条の3第4項、条例第64条の4第4項、条例第64条の5第4項、 <u>条例第64条の6第4項</u> 、 <u>条例第64条の7第4項</u> 又は法附則第11条の4第2項	[略]	
7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、条例第64条の6第5項、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項において準用する場合を含む。）又は法附則第11条の4第2項	[略]		7 条例第63条、条例第64条の2第5項、条例第64条の3第5項、条例第64条の4第5項、条例第64条の5第5項、 <u>条例第64条の6第5項</u> 、 <u>条例第64条の7第5項</u> 、法第73条の25第3項（法第73条の27の2第3項若しくは法第73条の27の3第3項において準用する場合を含む。）又は法附則第11条の4第2項	[略]	
8 <u>条例第64条の2第7項</u> 、 <u>条例第64条の3第7項</u> 、 <u>条例第64条の4第7項</u> 、 <u>条例第64条の5第7項</u> 、 <u>条例第64条の6第7項</u> 、法第73条の2第7項	[略]		8 条例第64条の3第7項、 <u>条例第64条の4第7項</u> 、 <u>条例第64条の5第7項</u> 、 <u>条例第64条の6第7項</u> 、 <u>条例第64条の7第7項</u> 、法第73条の2第7項	[略]	

又は法附則第11条の4第2項	
8の2 条例第64条第2項	[略]
[略]	
10 条例第64条の3第2項、条例第64条の4第2項、条例第64条の5第2項又は条例第64条の6第2項	[略]

様式第83号の2（第43条関係）

[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
		還付される税金の受取りを希望する預金口座（次のウに該当する方は、記載してください。）	[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 次の規定の適用があるべき旨を申告しますので、住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例を適用してください。

(ア) [略]

(イ) 条例第55条の2第4項（既存住宅の取得）

イ 次の規定の適用があるべき旨を申告しますので、住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税を減額してください。

(ア) [略]

(イ) 条例第61条第2項（既存住宅の用に供する土地の取得）

ウ 次の規定の適用があることとなったので、条例第64条第1項の規定により住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の還付を申請します。

(ア) [略]

(イ) 条例第61条第2項（既存住宅の用に供する土地の取得）

又は法附則第11条の4第2項	
8の2 条例第64条第2項、 <u>条例第64条の2第7項</u>	[略]
[略]	
10 条例第64条の4第2項、条例第64条の5第2項、 <u>条例第64条の6第2項又は条例第64条の7第2項</u>	[略]

様式第83号の2（第43条関係）

[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
		還付される税金の受取りを希望する預金口座（次のウ又はオに該当する方は記載してください。）	[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 次の規定の適用があるべき旨を申告しますので、住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例を適用してください。

(ア) [略]

(イ) 条例第55条の2第4項（耐震基準適合既存住宅の取得）

イ 次の規定の適用があるべき旨を申告しますので、住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税を減額してください。

(ア) [略]

(イ) 条例第61条第2項（耐震基準適合既存住宅の用に供する土地の取得）

ウ 次の規定の適用があることとなったので、条例第64条第1項の規定により住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の還付を申請します。

(ア) [略]

(イ) 条例第61条第2項（耐震基準適合既存住宅の用に供する土地の取得）

エ 条例第64条の2第1項の規定の適用があるべき旨を申告しますので、耐震基準不適合既存住宅の取得に係る不動産取得税を減額してください。

オ 条例第64条の2第1項の規定の適用があることとなったので、同条第6項の規定により耐震基準不適合

合既存住宅の取得に係る不動産取得税の還付を申請
します。

- 1 [略]
 - 2 減額又は還付に係る内訳（イからオまでのいずれかに
該当する方は記載してください。
- [略]
- 3 [略]
 - 4 当該住宅に居住している事実（ア(イ)、イ(イ)又はエ
に該当する方は記載してください。）

[略]

[略]

様式第84号（第43条関係）

[略]

[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 岩手県県税条例第64条の3第2項（被収用不動
産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減
額）

イ [略]

[略]

様式第85号（第43条関係）

[略]

[略]

岩手県県税条例（以下「条例」という。）第59条第1
項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに
、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予につ
いて申告します。

ア [略]

イ 条例第64条の2第4項（耐震基準不適合既存住宅
の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

ウ 条例第64条の3第4項（被収用不動産等の代替不
動産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

エ 条例第64条の4第4項（譲渡担保財産の取得に係
る不動産取得税の徴収猶予）

オ 条例第64条の5第4項（再開発会社の取得に係る
不動産取得税の徴収猶予）

カ 条例第64条の6第4項（農地利用集積円滑化団体
等の農地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

キ 条例第64条の7第4項（土地改良区の換地の取得
に係る不動産取得税の徴収猶予）

1 [略]

2 減額又は還付に係る内訳（イ又はウに該当する方は、
記載してください。

[略]

3 [略]

4 当該住宅に居住している事実（ア(イ)又はイ(イ)に該
当する方は記載してください。）

[略]

[略]

様式第84号（第43条関係）

[略]

[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 岩手県県税条例第64条の2第2項（被収用不動
産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減
額）

イ [略]

[略]

様式第85号（第43条関係）

[略]

[略]

岩手県県税条例（以下「条例」という。）第59条第1
項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに
、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予につ
いて申告します。

ア [略]

イ 条例第64条の2第4項（被収用不動産等の代替不
動産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

ウ 条例第64条の3第4項（譲渡担保財産の取得に係
る不動産取得税の徴収猶予）

エ 条例第64条の4第4項（再開発会社の取得に係る
不動産取得税の徴収猶予）

オ 条例第64条の5第4項（農地保有合理化法人等の
農地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）

カ 条例第64条の6第4項（土地改良区の換地の取得
に係る不動産取得税の徴収猶予）

キ [略]

[略]

[略]

ア [略]

[略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ 農地保有合理化法人等の農地の取得

カ [略]

[略]

キ [略]

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 岩手県県税条例第64条の2第7項（被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の還付）

イ 岩手県県税条例第64条の3第7項（譲渡担保財産の取得に係る不動産取得税の還付）

ウ 岩手県県税条例第64条の4第7項（再開発会社の取得に係る不動産取得税の還付）

エ 岩手県県税条例第64条の5第7項（農地保有合理化法人等の農地の取得に係る不動産取得税の還付）

オ 岩手県県税条例第64条の6第7項（土地改良区の換地の取得に係る不動産取得税の還付）

カ・キ [略]

[略]

[略]

ア～ウ [略]

エ 農地保有合理化法人等の農地の取得

オ～キ [略]

[略]

様式第89号（第43条関係）

[略]

[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ク [略]

[略]

[略]

ア [略]

イ 耐震基準不適合既存住宅の取得

[略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得

キ [略]

[略]

ク [略]

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 岩手県県税条例第64条の3第7項（被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の還付）

イ 岩手県県税条例第64条の4第7項（譲渡担保財産の取得に係る不動産取得税の還付）

ウ 岩手県県税条例第64条の5第7項（再開発会社の取得に係る不動産取得税の還付）

エ 岩手県県税条例第64条の6第7項（農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に係る不動産取得税の還付）

オ 岩手県県税条例第64条の7第7項（土地改良区の換地の取得に係る不動産取得税の還付）

カ・キ [略]

[略]

[略]

ア～ウ [略]

エ 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得

オ～キ [略]

[略]

様式第89号（第43条関係）

[略]

[略]

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

- ア 岩手県県税条例第64条の3第2項（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- イ 岩手県県税条例第64条の4第2項（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- ウ 岩手県県税条例第64条の5第2項（農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- エ 岩手県県税条例第64条の6第2項（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）

[略]

[略]

ア・イ [略]

ウ 農地保有合理化法人等の農地の取得

エ [略]

[略]

様式第113号（第59条関係）

[略]

[略]

1～4 [略]

5 「エコカー減税」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。）

(1)～(4) [略]

(5) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費+38%）達成ガソリン車（乗用車、2.5t以下バス・トラック）（1/4税率）・・・・・・5

(6) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費基準+25%）達成ガソリン車（乗用車、2.5t以下バス・トラック）（1/2税率）・・・・・・6

(7) [略]

(8) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（

- ア 岩手県県税条例第64条の4第2項（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- イ 岩手県県税条例第64条の5第2項（再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- ウ 岩手県県税条例第64条の6第2項（農地利用集積団滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）
- エ 岩手県県税条例第64条の7第2項（土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除）

[略]

[略]

ア・イ [略]

ウ 農地利用集積団滑化団体等の農地の取得

エ [略]

[略]

様式第113号（第59条関係）

[略]

[略]

1～4 [略]

5 「エコカー減税」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入すること。）

(1)～(4) [略]

(5) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+10%（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費+38%）達成ガソリン車（乗用車、2.5t以下バス・トラック）（20/100税率）・・・・・・5

(6) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準（JC08モード燃費値を算定していない自動車は、22年度燃費基準+25%）達成ガソリン車（乗用車、2.5t以下バス・トラック）（40/100税率）・・・・・・6

(7) [略]

(8) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（

1/4税率) B

(9) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (1/2税率) C

(10) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (1/4税率) E

(11) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (1/2税率) F

(12) [略]

(13) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (1/4税率) K

(14) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (1/2税率) L

(15) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (1/4税率) M

(16) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (1/2税率) N

(17) [略]

(18) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (1/4税率) R

(19) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (1/2税率) T

(20) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (1/4税率) U

(21) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (1/2税率) W

6 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記5の(1)から(11)まで、5の(17)から(21)までのいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(ただし

20/100税率) B

(9) 17年排出ガス75%低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) C

(10) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+10%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) E

(11) 17年排出ガス50%低減かつ27年度燃費+5%達成ガソリン車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) F

(12) [略]

(13) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) K

(14) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) L

(15) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (20/100税率) M

(16) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック) (40/100税率) N

(17) [略]

(18) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (20/100税率) R

(19) 21年排出ガス10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (40/100税率) T

(20) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+10%達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (20/100税率) U

(21) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費+5%達成ディーゼル車 (3.5 t 超バス・トラック) (40/100税率) W

6 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記5の(1)から(11)まで、5の(17)から(21)までのいずれかのうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(ただし

、「非課税」は「45万円控除」に、「1/4税率」は「30万円控除」に、「1/2税率」は「15万円控除」に読み替える。また、5の(17)から(21)までについては、ディーゼルハイブリット車のみを対象とする。）

7・8 [略]

、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」は「30万円控除」に、「40/100税率」は「15万円控除」に読み替える。また、5の(17)から(21)までについては、ディーゼルハイブリット車のみを対象とする。）

7・8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 附則第4項に定めるものを除き、この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申告書等について適用し、同日前に提出した申告書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第85号）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の岩手県県税条例第64条の5第1項に規定する旧農地保有合理化法人が提出する同項に規定する旧農地保有合理化作業の実施により取得した土地に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告書、不動産取得税の還付申請書及び不動産取得税に係る徴収金の納税義務の免除申告書については、この規則による改正前の岩手県県税条例施行規則様式第85号、様式第86号及び様式第89号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの様式中「農地保有合理化法人等」とあるのは、「岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第85号）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の岩手県県税条例第64条の5第1項に規定する旧農地保有合理化法人」とする。